

○上天草市病院事業公用自動車管理規程

平成25年12月5日病院事業管理規程第10号

改正

平成26年12月22日病院事業管理規程第16号

○上天草市病院事業公用自動車管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上天草市病院事業（以下「病院事業」という。）が所有する自動車（以下「公用自動車」という。）の使用及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(安全運転管理者)

第2条 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項の規定に基づき安全運転管理者を置く。

2 安全運転管理者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10に基づき、自動車の安全運転に関する指導及び監督を行うものとする。

(公用自動車の管理)

第3条 公用自動車の管理は、当該公用自動車を所管する部署の長（以下「保管管理者」という。）とする。

(公用自動車に関する事務)

第4条 保管管理者は、公用自動車に関し、次に掲げる事項の事務を処理するものとする。

- (1) 運行の許可及び安全運転の指導に関する事項
- (2) 運転日誌の記載に関する事項
- (3) 公用自動車の保管及びその経費に関する事項
- (4) 事故の処理に関する事項
- (5) 整備及び点検の指導に関する事項

(使用の範囲)

第5条 公用自動車は、公務以外に使用してはならない。

2 公用自動車の使用は、原則として勤務時間（上天草市病院企業職員就業規程（平成23年病院事業管理規程第2号）第21条第1項に規定する一般勤務

職員の勤務時間をいう。以下同じ。)内とする。ただし、緊急用務又は特に事情がある場合は、この限りでない。

- 3 患者を輸送する場合は、原則として患者輸送車(患者を輸送するための専用の寝台を有する公用自動車をいう。)を使用するものとする。

(運転者の責務)

第6条 公用自動車を運転しようとする者(以下「運転者」という。)は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第47条の2に規定にする点検を実施しなければならない。

- 2 運転者は、公用自動車の運転を終えたときは、直ちに公用自動車を車庫等に格納するとともに、公用自動車運転記録簿(別記様式)に所要事項を記入しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、運転者は、関係法令を遵守し、適切かつ安全な運転に努めなければならない。

(使用手続等)

第7条 運転者は、公用自動車を使用する日又はその前日までの勤務時間内に、保管管理者に申し込まなければならない。

- 2 保管管理者は、前項に規定する申込みを適当と認めたときは、当該公用自動車の使用を許可し、鍵を引き渡すものとする。
- 3 運転者は、前項の規定による許可を受けた場合は、当該公用自動車及び鍵を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 運転者は、公用自動車の使用を終えたときは、速やかに保管管理者に公用自動車及び鍵を返却しなければならない。

(修理)

第8条 公用自動車の修理(車検及び点検を含む。以下同じ。)をする必要があるときは、保管管理者は、修理内容に応じて修理業者を選定し、修理の指示を行うものとする。

(事故時の措置)

第9条 運転者は、当該公用自動車に係る事故が発生したときは、速やかに当該保管管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた保管管理者は、速やかに事実を調査し、上天

草市病院企業職員就業規程第43条に規定する交通事故等報告書により総務課長を経て病院事業管理者に報告しなければならない。

3 公用自動車の事故に係る処理は、保管管理者が行うものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

附 則 (平成25年12月5日病院事業管理規程第10号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月22日病院事業管理規程第15号)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。